平成２４年（フ）第５９５号
兵庫県姫路市御国野町国分寺574番地16
債務者　大川　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４２号
兵庫県姫路市西中島280番地１　アルスランフラット203号
債務者　安楽　講一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１５５号
兵庫県姫路市玉手３丁目487番地６
債務者　山本　稔英
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１５６号
兵庫県姫路市玉手３丁目487番地６
債務者　山本寿美子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３号
松江市島根町野波3742番地、前住所島根県出雲市斐川町神氷2751番地２
債務者　吉岡たつみ（旧姓樋野）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
島根県安来市安来町640番地１　第２グリーンハイツ野坂101号、前住所島根県安来市宮内町281番地１
債務者　内田　晶巳
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６号
広島県安芸郡府中町山田３丁目３番16号Ｂ
債務者　森尾　裕一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７号
広島県安芸郡府中町山田３丁目３番16号Ｂ
債務者　森尾　祐子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９２号
広島市南区仁保３丁目４番12号　２－２
債務者　南部　　幸
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７号
広島市佐伯区新宮苑４番２―305号
債務者　松本　和子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７７号
広島県東広島市高屋町中島242番地18
債務者　伊丹　浩二
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２４号
福岡市博多区上牟田３丁目４番19号
債務者　丹部　孝政
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５号
福岡市南区平和２丁目３番35―１号
債務者　中野　栄子（旧姓合屋）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７０号
福岡市南区警弥郷１丁目31番14号
債務者　山下　保文
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１４号
福岡市博多区堅粕２丁目20番２―802号
債務者　中田佐智美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４７号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子１丁目17番地グランドステージ那珂川502号
債務者　芹口　寿徳
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１１号
福岡市中央区荒戸３丁目４番78―502号
債務者　新原　早苗
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２６号
福岡県朝倉市堤1080番地１パレけやき２番館103号
債務者　奥村　弘次
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部